

# 厚生委員会記録

開催日時 令和元年12月11日(水) 13:06～16:03

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

大国 正博 委員長  
佐藤 光紀 副委員長  
樋口 清士 委員  
浦西 敦史 委員  
小林 照代 委員  
尾崎 充典 委員  
米田 忠則 委員  
出口 武男 委員  
小泉 米造 委員

欠席委員 なし

出席理事者 西川 福祉医療部長  
石井 医療・介護保険局長  
鶴田 医療政策局長  
橋本 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

議第78号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(厚生委員会所管分)

議第79号 令和元年度奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)

議第85号 奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

議第88号 県立障害福祉施設建替整備事業にかかる請負契約の変更について

報第32号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

## 自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(厚生委員会所管分)

(2) その他

### <会議の経過>

○**大国委員長** ただいまから厚生委員会を開会いたします。

なお、出口委員はおくれるということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、福祉医療部長、医療・介護保険局長の順に説明をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告願います。

○**西川福祉医療部長** 福祉医療部所管の提出議案は、大きく4項目ございます。補正予算案、条例の制定、契約変更、専決処分の報告の4項目です。

まず、補正予算案から説明申し上げます。「令和元年12月定例県議会提出予算案の概要」、「2 愉しむ『都』をつくる」の項目の吉野学園及び大淀養護学校災害復旧事業です。これは、吉野学園及び大淀養護学校の敷地内ののり面崩壊に伴う復旧事業で、現場は平成29年度の台風21号により崩壊したのり面です。昨年度から本復旧工事に着手し、ことしの7月末までを目途として工事を進めてまいりましたが、ことしの5月にのり面上部で再度の崩落があり、本復旧工事内容の修正設計を行ったところで、その設計に基づき、上部のり面の復旧工事を行うものです。5,520万円のうち福祉医療部所管の吉野学園に係る金額は2分の1の2,760万円です。「3 健やかな『都』をつくる」の生活保護受給者健康管理支援事業は、新規事業で、生活保護法の改正により、令和3年1月1日から福祉事務所を設置している地方自治体におきまして、被保護者の健康管理支援事業を行うことが義務化されました。これを受けまして、令和3年1月から保健指導を開始するた

めに、その準備としてレセプト分析を行い、事業対象者を抽出するものです。全額国庫の事業となっています。

「6 爽やかな『都』をつくる」の給与改定に伴う増額ですが、総額5億5,500万円余のうち、医療・介護保険局、医療政策局、こども・女性局の3局を含めた福祉医療部全体の金額は約2,200万円となっています。

繰越明許費補正の追加ですが、先ほどご説明申し上げました吉野学園の災害復旧事業につきまして、工期を確保するために翌年度への繰り越しをお願いするものです。補正予算に関しましては以上です。

続きまして、条例について説明申し上げます。議第85号、奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例という新たな条例の制定です。平成30年6月8日に公布された生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されたところで、この法改正の主な趣旨としましては、「貧困ビジネス」への規制強化、それから無料低額宿泊所利用者の自立を助長する適切な支援環境の確保ということが掲げられており、改正の主な内容として、無料低額宿泊事業について新たに事前届出制が導入されたこと、設備・運営の基準について法定の最低基準が創設されたこと、それから最低基準を満たさない事業所に対する改善命令に関する規定の3点が整備されたことです。このうち2つ目の最低基準設備・運営の基準につきましては、厚生労働省令を標準または参酌して、都道府県の条例を制定することとされたことに伴い、今回奈良県の基準の条例を定めるもので、条例の特に主なものを申し上げますと、まず第2条で入居の対象、あるいは無料低額宿泊所として規制の対象となる施設を明確化しております。それから第3条で運営の基本方針を定め、第4条から第31条までで設備及び運営の基準を定めております。その主なものとしましては、第10条で、まず規模として5人以上の入居ができること。ただし、5人以上10人以下の本体施設と一体的に運営できる場合には、4人以下のサテライト型施設を設けることも可能としていること。それから第12条で、設備とその基準としては、まず建築基準法及び消防法の規定を遵守する。それから、居室は個室として、面積は4畳半以上確保すること。それから第14条、利用契約を文書により締結するといったこと。それから第16条、居室の使用料等を受領できる費用とその基準を定めております。また、入居者の金銭管理は本人が行うといったようなことを規定しております。施行日は、改正社会福祉法の施行日と同日の令和2年4月1日を予定しております。また経過措置として、現在既にある多人数居室や簡易個室など基準

を満たしていないものにつきましては、3年間は既存のもので可としております。なお、奈良県の条例ですが、奈良市につきましては、中核市で条例を定めるということになっておりますので、別途市で条例が定められます。この条例につきましては、奈良市を除く奈良県内に適用されるということになります。条例に関しては以上です。

議第88号、県立障害福祉施設建替整備事業にかかる請負契約の変更についてです。平成31年3月15日に議決いただきました県立障害福祉施設建替整備事業で、登美学園と筒井寮を、登美学園の敷地内に新たに建替整備を行っておりますが、その契約に関して、増額の変更契約を行うもので、2,945万6,900円の増額となっております。増額の主な理由は2点ございまして、1点目は労務、資材単価の変動によりりますインフレスライド条項の適用による1,500万円余の増額。もう1点が、設計の変更、見直しに伴う1,400万円余の増額となっております。設計変更の主な内容を申し上げますと、1つは、掘削時に地中から支障となるコンクリート殻が出てきましたので、その除去のために約40万円余の増額、安全性を確保するための床下点検口の数量をふやしたことによる200万円余の増額、同じく安全性を確保するために電気錠の数量をふやしたことによる約200万円の増額、それから金額的に一番大きいのですが、一時保護児童や重症児童の増に伴いまして、居室の壁をメンテナンスしやすい仕様に変更したことによる800万円余の増額などとなっております。設計の変更で1,400万円余の増額、インフレスライドの1,500万円余と合わせまして2,900万円余の増額ということで契約変更をしたいと考えております。

なお、工事につきましては、3月の完成を目指して進めており、これで新たな居室棟が完成しましたら、現登美学園や筒井寮に入所のお子さんが新たな居室で生活を始めることになります。

続きまして、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告で、自動車事故にかかる損害賠償額の決定です。福祉医療部に関係しますのは、県職員の運転する車両による事故により、8,040円の損害賠償額を専決処分決定したところです。引き続き、公用車の運転につきましては、出先機関を含めまして部内で安全運転を徹底し、事故の起こらないようにしてまいります。

福祉医療部所管の議案につきましては以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石井医療・介護保険局長 続きまして、医療・介護保険局に係ります事項につきましては

説明を申し上げます。

まず、令和元年度奈良県一般会計補正予算（第3号）です。「2 愉しむ『都』をつくる～県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくる～」の新規の高齢者施設非常用自家発電設備整備補助事業につきましては、高齢者施設1カ所の非常用自家発電機設置に対して補助を行うものです。

続きまして、「2 令和元年度奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）」です。国庫返還金については、平成30年度に受け入れた保険給付費等に対する国民健康保険療養給付費等負担金の精算により、国庫へ返還を行うものです。次に、国民健康保険財政調整基金積立金についてですが、国民健康保険事業費特別会計における平成30年度決算で生じた収支差26億7,000万円余のうち、先ほどご説明した国庫返還金を差し引きした残額を積み立てるものです。

以上が医療・介護保険局に関する事項です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○大国委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問の時間を設けますので、ご了承願います。

**○小林（照）委員** 私からの質問は1つです。今回提出されている国民健康保険の特別会計の補正予算案におきまして、平成30年度の剰余金について説明がありました。国民健康保険財政調整基金に積み立てることとしているのですけれども、これは市町村の納付金の軽減に活用するべきだと考えます。この点はどうでしょうか。

**○森川医療保険課長** 今回積み立てます平成30年度国民健康保険事業費特別会計における決算剰余金は11億1,900万円です。その主な要因は、介護保険制度において社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金が、被保険者の減により想定よりも減少したことによるものです。この決算剰余金を国民健康保険財政調整基金に積み立てる趣旨は、前年度の剰余金を基金積立により特別会計と区分することにより、特別会計の収支状況を明確にすることです。この財政調整基金は国民健康保険財政の安定的運営を図るため設置されているもので、その積立金については大きく2つの用途が想定されるところです。1つは、保険給付費の想定以上の増加により、市町村からの納付金が不足するといったリスクが現実になった場合への対応、もう一つは、納付金の抑制の財源としての活用であり、いずれも国民健康保険の安定的運営のために活用を図るものです。県としては、この基金の活用については国民健康保険財政の安定運営の観点から、今後の国民健康保険事業費特別会計の収支状況等を踏まえ検討してまいります。

○小林（照）委員 先ほどもありましたけれども、繰越金約26億円のうち、国からの負担金の分15億円余りについては、過大に見積もられていたもので、全て国に返還するということでした。そして、基金に積み立てようとしている残りの約11億円は、今のお話のとおり剰余金です。これは予算を立てて見積もっただけの給付費をはじめ、介護に係るお金が被保険者の減少などによって、それだけ使われなかったということです。予算の見積もりに対して少なかったわけですが、この原資になっているのが被保険者の保険料が中心になっております。今、高い保険料が払えないということで、大変多くの方々が滞納されていたり、負担を軽くしてほしいという声をたくさん聞いているので、この積み立てた基金は皆さんの負担の軽減策に充てられるべきではないかと思っております。これは意見です。そのようにぜひよろしく願いいたします。

○樋口委員 私から議第85号、奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例について、何点かお伺いしたいと思います。まず、無料低額宿泊所に該当する施設というのが、今県内にどれほどあるかお聞かせください。

○元田地域福祉課長 現在、奈良県下におきまして、届出の行われている施設はございません。

○樋口委員 ということは、これから新たな施設が出てきたときに、この基準に沿っているかどうか確認されていくことになると思います。これは届出制ということは、届出されるとき書類をもって判断することになるかと思うのですが、悪意を持った事業所等があった場合に、そのチェックが本当に効くのだろうか。現在そういう類似の施設がないということですので、出てくる件数は、今のところ少ない状況だろうと想像するのですが、そうであれば1件1件、条例上規定がないので、どこまで強制してできるかということです。一定現場を確認しての調査、チェックが必要になってくるのではないかとも思うのですが、これは最初が大事ということもありますので、そのあたり何かこの条例の運用という部分で考えておられるところはあるのでしょうか。

○元田地域福祉課長 先ほどご説明させていただきましたように、現在県内には無料低額宿泊所として届出をされている施設はございませんので、条例基準に適合するかの判断につきましては、今後新しい施設について相談があった際に行うことになると思っております。

県として、中和福祉事務所や吉野福祉事務所の管内にそういう施設があるかどうか確認していくことになると思うのですが、主に入っておられる方は被保護者になるかと

思いますので、ケース訪問等の場を通じて、そういう実態の確認ができると思っております。そのあたりは注視して対応してまいりたいと思っております。

**○樋口委員** 何らかの現場での確認作業があるということであれば、それはそれで進めていただきたいと思います。というのは、それがなければ問題の発覚がどういうところから出てくるかという、通報であったり、問題が明るみになったときに初めて、基準に適合していなかったということになり、そうすると、非常に格好の悪い話になりますので、そこはきっちり運用していただきたいと思います。

もう1点、単独で居住が困難な方に対して、この宿泊所に日常生活支援の実施を委託することが可能ということですよ。特に今、単身高齢者の方々の貧困率は非常に高くなっている状況にあり、男性で36.4%、女性で56.2%という数字も見られるのですが、こういうことを踏まえ、この宿泊所をこれから利用される方がふえてくるようであれば、いろいろな事業所が参入してくる状況になると思うのですが、そのあたりの見積もりというのは、県で何かされているのか。このあたりいかがでしょうか。

**○元地域福祉課長** これからどれほどのニーズがあるかということであるかと思えますけれども、現在こういった施設が県内にごさいませんので、把握できていないところです。今後施設が必要かどうか、そういった施設がふえていくことが必要かどうか検討しなければならない課題だと考えています。樋口委員お述べのように、この基準を満たした善良な施設につきましては、福祉事務所が日常生活支援住居施設として、単独での居住が困難な生活保護受給者の日常生活の支援を委託することができるようになりますので、この点を踏まえ、近隣府県の状況も注視しながら、必要な施策を検討してまいりたいと思っております。

それと、県福祉事務所の所管する町村における無料低額宿泊所の有無については当然確認してまいりますが、それ以外の市につきましても、状況確認等いろいろと連携を密にして把握してまいりたいと思っております。

**○樋口委員** これで最後にしておきますけれど、要はいろいろな状況のご高齢の方等がいらっしゃるということで、どういうニーズがあって、それに対してどういうサービスでフォローしていくのかについて、この宿泊所については、どれほどのニーズが出てきそうで、どう賄っていくのかということ、それぞれの施設ごとに一定考えていくことも必要で、そのあたりも含めて、これから利用者、利用ニーズ及びその施設の動向というものを注視していただきたいと思います。

○佐藤副委員長 一部今の樋口委員の質疑とかぶるところがあるのですが、議第85号について聞かせていただきたいと思います。そもそもこの無料低額宿泊所が貧困ビジネスに使われているということで、これの是正措置の一環でもあると思います。その中で、県として条例に落とし込む際に他府県条例や厚生労働省令との違いが出ている項目がありましたら、教えていただけないですか。

○元田地域福祉課長 基本的には省令のままでいっているのですが、1点だけ違うところは居室の面積です。この分について、省令では基本が4畳半の面積でそれに寄りがない場合は若干小さい面積でもいけるとされているのですが、奈良県条例では、その基本の4畳半の面積7.43平方メートル以上という原則だけを条例に盛り込んだところでは、

○佐藤副委員長 今後の運用を注視しなければいけないと思うのですが、そういった点で居住水準が一般住宅とは言えなかったものが、改正されると思うのです。1年以上の長期利用ということも問題になっていたと思うのですが、このところで説明を受けているのが、契約期間は1年以内で、更新可ということですが、順繰りにならないように、社会福祉法による位置づけがすごく曖昧でそういう貧困ビジネスがはびこってしまったという経緯もあるのですが、そういった点について、今回の中には盛り込まれていませんか。今後の検討課題ですか。教えてください。

○元田地域福祉課長 入居期間につきましては、基本として1年未満ですが、その期間が満了する時点で福祉事務所と相談の上、引き続き入ることが適当であれば、そのまま契約も更新するという仕組みになっているところでは、それ以外の部分については、今後の検討課題であると思っております。

○佐藤副委員長 規則などの分類になってくると思うのですが、そういったところを今後の検討課題ということで注視させていただきたいと思います。

あともう1点、省令から条例への落とし込みの際に、ずっと気になっていた女性入居者に対する配慮についてはどうなっていますか。教えてください。

○元田地域福祉課長 佐藤副委員長もご承知ですが、現在上程させていただいている条例案につきましては、厚生労働省令の基準を基本的にそのまま用いさせていただいているところでは、女性関係については盛り込んでいないところでは、

○佐藤副委員長 入れていないということですが、どこか補完するような部分はあるのですか。それとも女性に対しては、もう一切考えないということですか。教えてください。



○元田地域福祉課長 条例案には盛り込んでいないのが事実ですけれども、これまで、国の基準に沿って県の条例で入所施設の基準を定めるものは、福祉ホームなど複数ございますけれども、他の条例におきましても、女性に対する格別の配慮を求めることはなく、今回の条例案でもその同様の規定とさせていただいたものです。

○佐藤副委員長 地方自治ということは別に国がどうだ、周りがどうだという考えではなく、県独自の見解が必要だと思うのです。今回は、そのまま落とし込んでしまうことによる盲点だと考えています。女性入居者の可能性が出てくると思いますし、そもそも無料低額宿泊所が貧困ビジネスに使われていたりしている中で、女性の人権が軽視されている現状を踏まえて、県として今後の検討課題だと思うのですけれども、その点はいかがお考えですか。

○元田地域福祉課長 今の佐藤副委員長のご意見も踏まえ、女性に関する基準の設定につきましては、他の施設の基準等も含め、今後の条例の検討に際しての課題としたいと考えているところです。

○佐藤副委員長 ありがとうございます。完全に女性に関しての言及がされていない現状がありますので、今後起こり得る女性への配慮としては、例えば働く職場の中で、トイレ等を共同でなくて別々にするとか、更衣室を設けるといったプライバシーの保護なども必要になってくると思います。それが今の流れであるからで、現時点でそこに気づいたわけですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう1点、これは小言になってしまうかもしれませんが、最初の予算案にもかかわってくるのですけれども、最近、工事を行った後何かしら障害が起きる、殻が出てくる、地中障害物がある、傾いた、内装の変更が必要だということで、極端には1億円を超える追加の変更契約議案が上がってきたりしています。今回も、県立障害福祉施設建替整備事業において、1,400万円程度の設計変更があるということですが、地中障害物によるということを事前に説明されずに、軽微な変更ということだけで終わったので、私は正直どきどきしました。そのことは、西川福祉医療部長及び担当課にお伝えさせていただいて、今回の委員会での説明では、40数万円であるとお話いただきました。事前のレクの内容に変更がある場合については、詳細をしっかりと各委員にも伝えていただきたいと思います。最近、工事費の減はないですが、増加ばかりが少し目立っている中で、その中であえてお聞きしますが、内装費で1,000万円近い変更額が出ているのは、入所者の部屋の仕様を変えたからだとは聞いているのですけれども、最初の段階では設計には盛り込め

なかったのですか。後から出てきてもしかるべきと私どもは捉えなければいけないのですか。教えてください。

○石原障害福祉課長 当初設計は当然個々の障害児の入所施設ですので、入所児童の状況等々を配慮して、どのような内装が必要かという前提で行ったものです。

昨年度より、障害を持った一時保護児童が非常に増加し、登美学園でもそういう一時保護児童として受入れしないといけない人数が相当ふえてきている状況があり、また、本人の状況が非常に荒れている状況等々もございまして、居室等の中での破壊行為や、汚物を壁面等に塗りつけるなど、入所児童だけではなかなか想定できないような事例も多く見られるという状況がありました。今後、今回建てかえた新施設におきましても、一時保護を受け入れていく状況ですので、そういうことに対応した仕様にしたいという中身の設計変更をしたという状況です。

○佐藤副委員長 設計変更が約1,400万円で、そのうち内装費の変更が約830万円かかっている。結構大きな金額ですが、途中の計画変更ということで承知しましたけれど、プランを立てるときに、最初から盛り込んだり、拡張性を持つておくことも必要だと思います。インフレスライドはしようがないかと思うのですけれども、設計に関しては初期の設定をしっかりとプランニングすることによって、後々の追加の部分もある程度飲み込めると思います。やはり地中障害物もそうですけれど、しっかりと調べてから工事に入らないと、後から出てきたら、やはり一般会計予算から出ていく県の損失になりますので、そういったところは計画を詰めていただきたいと思いますし、お願いさせていただきたいと思います。私からの質疑は以上です。

○大国委員長 他にございませんか。

他になれば、これをもちまして付託議案に対する質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。順次ご発言願います。

○樋口委員 自由民主党会派は全ての議案に対して賛成をいたします。

○小泉委員 自民党奈良も同じく全ての議案に対して賛成いたします。

○浦西委員 創生奈良も全ての議案に賛成をいたします。

○尾崎委員 新政ならも全ての議案に賛成といたします。

○小林（照）委員 日本共産党も全ての議案に賛成いたします。

○佐藤副委員長 日本維新の会、全て賛成とさせていただきます。

○大国委員長 それでは、これより付託を受けました各議案について、採決を行います。

全て賛成ということですので、一括して採決を行います。

議第78号中、当委員会所管分、議第79号、議第85号及び議第88号について、一括して簡易採決で行います。

ただいま申し上げました議案について、皆様からご意見をいただきましたけれども、賛成ということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、全会派賛成ということですので、原案どおり可決することに決めます。

次に、報告案件についてであります。報第32号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他事項に入ります。

福祉医療部長から、出所者等の就労の場づくりの検討状況について、ほか2件、医療政策局長から、平成30年度南和広域医療企業団決算について、こども・女性局長から、(仮称)奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン(案)について、ほか2件報告をしたいと思いますので、順次報告願います。

**○西川福祉医療部長** まず、私のほうからは、出所者等の就労の場づくりの検討状況について、(仮称)奈良県更生支援の指針に関する条例骨子(案)について、それと奈良県障害者計画の改定についての3件ご報告します。

資料1、「出所者等の就労の場づくりの検討状況」、昨年12月に、横田元最高裁判所判事を委員長とし、浜井龍谷大学法学部教授、千房(株)の中井会長などをメンバーとして、奈良県更生支援のあり方検討会を立ち上げまして、具体的な施策や、条例の検討を進めてまいりました。第1回、第2回の検討会を経まして、出所者等の更生に必要なことは、職場・住まいの提供、社会へ復帰する能力を寄り添って養うこと。あわせて、県が協力雇用主の一翼を担うなど、新たな仕組みの構築が必要といったご意見をいただきました。これを踏まえ、ことしの7月、11月の第3回、第4回の検討会で、具体的な就労の場づくりの支援の内容についていろいろと意見をいただいたところです。この間の8月には、当時の山下法務大臣へ、協力をお願いする要望を知事からさせていただいております。

奈良県の取組、基本的な考え方は3点ございまして、1つは「国の司法行政と地域の福祉をつなぐナットボルトの役割」を県が率先して果たすことと、「すべての困っている人を助ける」という考えのもとで、「犯罪をした人についても、就労等の支援施策を実施す

ることで、誰もが地域の一員として包摂される社会を目指す」こと。それから、「県は就労、生活支援、社会復帰に全力を尽くす」ということです。検討案の概要として、県が出所者等を直接雇用する組織、一般財団法人を想定しておりますが、これを設立し、出所者を雇用して、民間企業の協力を得まして、事業実施や有給インターンシップを実施していく。あわせて、住まいと生活の場を確保し、職業訓練や社会教育を実施して社会復帰を支援していく新しい組織を、令和2年7月ごろに設置できればと考えて検討を進めております。

具体的な事業スキームについて、幾つかある中で一番基本になりそうなパターンを記載しております。必ずしもこれに限るものではないですが、新組織（財団）を置き、県の出捐・運営支援により、その財団を運営し、出所者を雇用して、あわせて協力企業との間で事業の委託契約を結んだり、また出所者の派遣契約を結んでインターン派遣をするといったような形を想定しております。また別途民間事業者等を活用して、社会教育の実施、廃校を活用した住まいの提供等も検討しているところです。

就労の場づくりの検討状況については以上ですが、先ほど申し上げたように、昨年12月の検討会立ち上げ以来、条例について検討してまいりました。更生支援について、国には法律がございますし、先行する条例としては、明石市がございますが、それらを参考に県の条例を検討してまいりまして、その骨子を今回資料2でお示しさせていただいております。大きくは3章立てで、第1章を総則、第2章を基本的施策、第3章を具体的施策としております。第1章では、「罪に問われた者等が必要とする更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進」し、それをもって「更生を志す者も含め全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する」という目的を掲げ、基本理念としましては、先ほど申し上げましたように、罪に問われた者等を排除しないで、「孤立することなく」、それから「関係機関相互の密接な連携の下、必要な支援を受けることができるようにする」ということです。県の責務として、「個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援を総合的に行うこと」、また、「実施に当たっては、県民の理解を得つつ、関係機関等と相互に連携を図る」ということを定めた上で、関係機関等の役割として、施策に協力すること、それから県民等も、理解を深め、協力するよう努めるという規定を設けております。また、関係機関等との連携協力の確保等といったことも盛り込む予定です。

第2章、基本的施策として、県が施策を実施するに当たり、本人の意思が尊重されるべきであることの基本認識のもと、個々の特性を十分に踏まえて行うということを規定した

上で、就労・住居の確保等の支援、福祉サービスの提供による支援等というものを定め、さらに県民の理解の増進のための施策を講ずるということを基本的施策として定めたいと考えております。

さらに、第3章が本県の条例の特徴ですが、就労の場づくりの検討状況を踏まえ、適切な組織を設立した上で、就労の場や、住まいと生活の場の提供等の具体的な施策を条例に盛り込みたいと考えております。また、この条例は、財団で出所者を雇用する新たな取組ですが、雇用した出所者が離職した場合、財団で再度受け入れて、次の就職先を見つける、探すことにより、再び社会の復帰につなげていくというように、リタイアしたら再度戻ってきて、また次につなげていくというような形を考えています。

次に資料3、奈良県障害者計画の改定につきまして、現計画は平成27年度から今年度までの5年間の計画ですので、今年度中に改定して来年度から令和6年度までの5年間の新たな計画を策定する作業を進めているところです。計画の改定スケジュールですが、本日この素案の概要をご説明申し上げた上で、この素案について、年末から1月にかけてパブリックコメントを実施し、奈良県障害者施策推進協議会という条例設置の附属機関へ報告をした上で、2月定例会の厚生委員会で新計画（案）を説明させていただいて、3月に計画の策定という形で進めさせていただきたいと考えています。

計画の骨子を現行計画から大きく見直した点を中心に簡潔にご説明申し上げますが、まず目標として、「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」と掲げ、施策推進の基本的な考え方について、これまでの2項目に、3項目めとして、「社会参加の促進による自己実現のための支援」というのを新たに加えて、3つの基本的な考え方で進めたいと考えております。

それから、これまで施策分野が、「(i) 相談」から「(vi) 社会参加」までの6つでありましたが、新しい計画では新たに「理解」を1つ目に掲げて、従来「福祉」となっていたところを「生活支援」と「生活環境」という2つの区分に再編成して、あとは「保健・医療」、「教育」、それから「雇用」は「就労」という言葉に見直して、それと「社会参加」ということで、8つの施策分野に再編をしております。ポイントとしましては、先ほど申し上げたように、「理解」を創設したこと、「相談」について「拡充」したこと、それから施策分野として、「生活支援」、「生活環境」を再構築し、「就労」の拡充と「社会参加」の充実という見直しをしているところです。

次に、それぞれの施策分野ごとに「目指す方向」、それから「施策の柱」と「取組の方

向」、大項目、小項目、小項目ごとに「取組内容」を記載しております。全部で8分野で多岐にわたり、一つ一つ説明しますと少し長くなりますので、内容につきましては、またご確認いただきたいと思います。先ほど申し上げたように目標を新たに掲げ、3つの基本的な考え方、8分野に整理して新たな計画策定を進めるところです。

**○鶴田医療政策局長** 資料4、平成30年度南和広域医療企業団病院事業決算についてご説明させていただきます。

10月の南和広域医療企業団議会で承認された平成30年度病院事業決算の報告です。決算においては、総収益97億円余に対し、経常収支は7,300万円余の赤字となっておりますが、減価償却費等を除いたキャッシュフローベースでは5,300万円余の黒字となっております。

平成30年度の稼働状況ですが、南奈良総合医療センターの平成30年度病床稼働率は94%で、高水準を維持しています。吉野病院においても病床稼働率は86.2%で、平成29年度と同水準を維持しています。五條病院では療養病棟を新たに26床運用開始し、病床稼働率は85.2%と順調に増加しているところです。次に、救急の状況ですけれども、南奈良総合医療センターの救急搬送受入件数は、平成30年度は1日平均10.1件と、平成27年度の旧3病院の合計と比較して約2倍の受入れを行っています。また、平成29年3月に運行開始した奈良県ドクターヘリによる搬送はトータル489件あり、このうち158件、全体の3割強が南奈良総合医療センターに搬送されている状況で、南和における救急医療体制の充実が図られているところです。

今後とも、南和地域の医療提供体制のさらなる充実と企業団の経営の安定を、県としても支援していく所存です。

**○橋本こども・女性局長** 今年度、策定予定の3つの計画について、現段階での案をご説明いたします。

まず、資料5、(仮称)奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン(案)についてです。当プランは、「I 計画の趣旨」にありますように、令和2年度から5年間の計画で、根拠法令、推進体制等については記載のとおりです。また、「II 奈良県の子ども・子育てに関する現状」につきまして、出生数等は記載のとおりです。

現在の計画である奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの取組結果と、次期計画への課題です。現計画は平成27年度から令和元年度において、「取組概要」のとおり推進してまいりました。計画推進後の現状について、さまざまなデータからうかがえること

は、女性のワーク・ライフ・バランスに関しては一定の成果が見られるものの、男性のワーク・ライフ・バランスは、大きな成果は見られない。また、母親の子育ての不安感・負担感の軽減に関しては、改善しておらず、家庭だけでは子どもを守り切れない現状がございます。これらのことから、次期計画の課題については、子どもが人権を尊重され、「すべての子どもが健やかに育つ」ために、家庭と地域の課題を改善することを重要課題としています。

次期計画の概要ですが、「1. 基本理念」は「すべての家庭が安心して子育てでき家庭と地域がともに子どもをはぐくむ奈良県」とし、目標指標を設定したいと考えています。計画の目標では、まず最も大事なことから、安心して子どもを生み育てられる環境を整え、育児期の県民満足度を高めることにより、夫婦が考える「理想の子ども数」を高めていくとともに、「理想の子ども数」に対する「予定の子ども数」の割合も高めていきたいと考えております。次に、「2. 基本的方向性」ですが、①すべての家庭が安心して子育てができるようサポートの強化、②地域において大切に育まれる環境作り、③若者が結婚や子育てに夢や希望を持てる社会を目指す、この3つを方向性として施策を推進してまいりたいと考えています。「3. 計画の4つの基本方針」につきましては、「子育て家庭」、「子ども」、「困難な状況に置かれている子ども」、「次代を担う若者」の4つのターゲット別に基本方針を定め、施策を推進していきたいと考えております。

「4. 計画の内容」につきましては、IからIVの先ほどの基本方針ごとに「推進施策の柱」を立て、「施策と取組の方向」に沿って進めていきたいと考えています。「施策と取組の方向」の中でも、新たな取組や新たな視点で拡充していくものなど、「特に議論を重ね実践していきたい取組」を記載しています。

「5. 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画」につきましては、主に就学前の教育・保育の「量の見込み（需要）」とその提供体制、「確保の内容（供給）」の奈良県の総計を示しております。（1）、保育所や幼稚園等における教育・保育は、県全体の総計では「確保の内容（供給）」が「量の見込み（需要）」を上回っているものの、供給が不足する市町村の区域もあることから、市町村と連携し、供給不足が解消されるよう取り組んでまいりたいと考えています。「6. 推進施策の成果指標」につきましては、4つの基本方針ごとの成果目標を設定したいと考えております。

参考として、現計画の主な指標の達成状況について結果を記載しています。

以上が（仮称）奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン（案）についての説明です。

続きまして、資料6、(仮称)奈良県社会的養育推進計画(案)についての説明です。今年度策定予定のこの計画は、通称「奈良県家庭と地域の子どもはぐくみプラン」としてあります。計画の策定の趣旨は、「子どもの最善の利益の実現に向け、本県の実情を踏まえ、社会的養育における目指す姿と取組を示す」もので、計画の期間は令和2年度から令和11年度までの10年計画となっています。「Ⅱ 本県の社会的養育の現状と課題」をまとめており、「6、社会的養育の主な課題」、子どもの権利擁護や児童相談所の強化等を踏まえて計画案を策定してまいりたいと考えています。

計画の基本理念は、「すべての子どもが、家庭での養育が困難に直面しても、家庭と地域の力により、健やかにはぐくまれる社会を実現」することです。次に、基本的な施策の方向性として、「在宅で養育する家庭へのきめ細やかな支援」、「養育に困難を抱える家庭(要支援・要保護家庭)に対する適切な介入と支援」、「社会的養護を必要とする個々の子どもにとって最善の養育環境を保障する」、「家庭とともに子どもをはぐくむ地域をつくる」の4つを考えています。続いて、「Ⅳ 奈良県における代替養育の見込み(参考)」ですが、この計画の目標は、「社会的養育を必要とする個々の子どもにとって一番ふさわしい選択ができるよう養育環境を整えること」であると考えております。そこで、各施策に取り組む上で基本となる計画期間中の「代替養育数を必要とする子ども数」を見込むとともに、施策の進捗状況を評価する指標の一つとして、「里親等委託率」を算定いたしました。計画期間中の代替養育数の見込みにあたっては、国が示した「都道府県社会的養育推進計画策定要領」による見込みを算出した上で、本県の現状及び今後の児童人口、里親登録状況等を踏まえて算出し、最終目標は34%としております。この数値は里親養育を必要とする子どもをスムーズに里親にマッチングできるようにするための参考指標であり、あくまで個々の子どもにとって施設がよいか、里親がよいか、ふさわしい養育環境で養育することを基本に考えております。

具体的な施策の方向として、9つの「施策の柱」がございまして、「⑨家庭養育、地域養育に対する支援の充実」は国が計画の柱としていない、想定していない本県独自のもので、地域が家庭を支える観点からの重要な柱と考えております。「取組の方向」、「取組項目」等も記載しています。

参考資料として、本県における社会的養育の現状をつけさせていただいています。(仮称)奈良県社会的養育推進計画(案)についての説明は以上です。

続きまして、資料7、奈良県児童虐待防止アクションプランの改定(案)についてご説



明いたします。本年度で終期を迎える第3期奈良県児童虐待防止アクションプランにつきまして、平成29年度から3年間の取組状況を振り返り、現時点での課題把握を踏まえた上で、次の第4期プランとして改定するものです。具体的には、現行第3期アクションプランを4つの観点から検証し、現状における課題のほか、必要な取組を抽出・洗い出して、次期プランに反映しています。

1つ目の見直しの観点である統計からの検証の結果を示しております。虐待に関する社会的認知の高まりもあり、虐待対応件数は増加傾向にあります。また、重症事例が低下せず、死亡事例も複数発生しております。このような状況から、児童虐待件数の減少に取り組むのは当然のことながら重症事例・死亡事例をなくすための更なる取組が必要であると考えております。

見直しの2つ目の観点である現行アクションプランの取組実績、評価指標からの実施状況の評価につきましては、28事業について、「取組が達成、又はほぼ達成」が5事業、「取組が進捗しているが、更なる進捗が必要」な事業が10事業、「取組が進んでいない」事業が13事業となっています。これらの現状から、事業の目標達成に向けた積極的な働きかけの促進が必要であると考えています。また「3 県及び市町村における課題等」、「4 児童福祉法の改正及び国の方向性等」の観点から検証して、課題及び必要な取組を整理いたしました。これらの検証の総括として、現行第3期プランにおける「6つの視点」に新たに3つを加え、「9つの視点」をもとに必要な具体的な取組を検討し、取りまとめをいたしました。

今回、「目標指標」を変更し、虐待から子どもの命を守ることを最優先とするため、新しい指標として「児童虐待による死亡事例の発生をゼロ」にするとしました。また、「5つの施策の柱」に「14の取組項目」と「30の指標」を設けました。以上が第4期プラン（案）の説明です。

最後に、先に説明した2つの計画及びただいまのアクションプランの改定（案）につきましては、今週末から1月にかけてパブリックコメントを行いまして、多方面からご意見を伺った上で、それぞれの計画案を固め、改めて2月議会でご説明したいと考えてございます。

○**大国委員長** ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○**樋口委員** まず、確認をさせていただきたいことがありまして、今ご説明いただいた今

年度中に策定する計画の中で、議決を要するものはありましたでしょうか。

**○橋本こども・女性局長** 私どもとしては、(仮称)奈良県社会的養育推進計画(案)と、(仮称)奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン(案)を、今考えておりますが、これは最終議会のほうでどれを議決案件にするかというご指示があるかと思っております。今把握しているのは、そのような状況です。

**○樋口委員** 議決を要する計画に対しての取扱いのルールというところで、お伺いしていますのは、その議決する定例会の前の定例会でパブリックコメント素案という形で出させていただいて、いろいろとご意見を述べていただいて、一定それを反映した形で計画案ができ上がるという流れになっていると思うのですが、今出されている資料というのは素案の全てか概要か、どちらでしょうか。

**○橋本こども・女性局長** 概要案をまとめた素案といいたいでしょうか、パブリックコメント向けに出すものの概要だと認識しております。

**○樋口委員** 実際、いろいろと目を通そうとしたときに、概要だけで本当に大丈夫なのか。パブリックコメントに出すそのものがないと、やはり見落としが随分出てくるだろう。このことは、ルール化されていたはずのものが、今は何となくうやむやになっていると想像するのですが、こちらでも事前にそのあたりをご指摘できなかったことがありますので、これ以上言いませんけれども、今後の計画で、特に議決を要するもの、また、しないものも含めて、事前に出していただくときには、パブリックコメント案そのものを出していただいて、こちらもしっかりと目を通せるような環境をつくっていただきたいと思います。以上はお願い事です。

あと4点ほど質問させていただきます。まず(仮称)奈良県更生支援の推進に関する条例骨子(案)と、出所者等の就労の場づくりの件についてですが、更生支援について、県で取り扱っていくべき人数をどれぐらい見積もっておられるのか確認させてください。

**○元田地域福祉課長** 奈良県内に住んでおられ、犯罪等を犯して入所された方というレベルでいいますと、年間で2,900人ぐらいおられます。また別の観点で、保護観察処分、保護観察開始される人数等で申し上げますと、年間で270人ぐらいおられるという認識です。

この事業の中で、どういう方を対象にするのかについては、やはり出所後に、奈良県に戻ってこられたり、奈良県に来て住んで、自立できるようになっていきたいという志や思いを持った方を雇用していきたいと思っております。

○樋口委員 質問に対しての答えがよくわからなかったのですが、そこは置いておいて、財団法人を立ち上げようと言われていますが、何人くらいの方を引き受け、サービス提供しようと考えておられるのでしょうか。

○元田地域福祉課長 今の時点では、来年7月ごろに立ち上げる予定の財団での出所者等の雇用人数について、検討を進めているところでして、最初は数名の雇用から始めていきたいと考えているところです。取組を進める中で、県あるいは財団で出所者の社会復帰支援のノウハウを取得しながら、着実に事業を進めていきたいと考えているところです。

先ほどの質問について、答えになっていないということですが、基本的にこれまで司法で処分され、刑に服された方などについては、国で対応されてきたというのが事実です。けれども、やはりそういう方が社会に出た後、必ずしも社会復帰できていない方が多いという実態を踏まえまして、奈良県として司法行政と福祉をつなぐ役割を果たすということで事業を始めたいと思っているところで、どれぐらいの方が事業の対象の人数になるかというのは、今のところ把握できていないというか、整理できていないところです。

○樋口委員 何でこんなことを聞いているかという、直接財団で雇用してということ、どれだけ雇い、どれだけの人数的の方に利用していただく、あるいはサービス提供や支援をするかというボリュームによって、この財団の体制は全然違うものになってくるわけです。その見積もりをどうされているのか。大きくなればなるほど、組織が必要になったり、お金のかかる話も出てくるだろうと思うのですけれども、この事業は将来的にどれぐらいのボリュームで進めていくのか。もちろん財団だけでやっていける話ではなくて、関係機関との連携なども書かれていて、民間企業にどんどんとプッシュしていくようなことが一番望ましい形であろう。だからそこまでの過程で、この財団がどれだけの人数の方を支援して、送り出していくのかという見積もりは、始める段階で一定必要ではないか。思ったより多かったとか少なかったということはあるのだろうと思いますし、少なかった部分については、初動期で数名から始めるので、小さく始めて、大きくなるのかどうかというところでしょうが、まずは、県としてどこまで頑張るのかというところを、ある程度目算しておかないといけない。当然、いつまでも県だけでやっていく話ではなくて、いろいろなところに協力を呼びかけながらやっていく形になってきて、最終形は、ネットワークを膨らましていくのだろうと思うのですが、それはどこまで声をかけていくのか。その下地づくりは今の段階でどこまでやっていけばいいのかというところも、そういう数字がないとなかなか見えにくいと思います。そこは今の段階で、いろいろと考えていただいて、ある

程度備えていただく必要があると思います。

それと先ほど言いましたように、民間企業に送り出すということで、いろいろとご協力いただかないといけません。そこで奈良県の中の民間企業の協力姿勢について、なかなか他府県と比べるのは難しい部分はあると思うし、これが指標になるのかどうかわかりませんが、日本財団が職親プロジェクトという更生支援の活動をされていて、関西の各府県でどれだけの企業が参加しているか見てみますと、奈良県はゼロです。だから、土壌がどうなのか心配されるところがあるので、民間企業に対してかなり積極的にアプローチしていかないといけない状況にあるのではないかと。このあたりを県がやるのか、財団ができてからやるのかわかりませんが、誰がどう動いて、どういうところに声をかけるかということ、何か今考えておられるところがあればお聞かせいただけますか。

**○元地域福祉課長** 民間の協力いただける事業者を確保していく必要があると思っていますのですけれども、今までの法務省の取組の中で、奈良県内でも協力雇用主が170数社あるとお聞きしており、現に出所者等の方を雇用されているということです。それと、この事業については、当然奈良県だけでできるものではなく、まず法務省等の関係機関等と密接な連携を今まで以上に図る必要があると思っています。それは、出所者の雇用に係る募集や採用など、私どもだけで当初からできるものではございませんので、ご協力をお願いしているところです。

それと、樋口委員がおっしゃったように、県が協力雇用主の一翼を担うというスタンスで取組を始めているところですが、県みずからが率先して更生支援に取り組むことで、県内に出所者等を受け入れる協力企業が今まで以外にも広がることや、更生支援の重要性について県民の理解が深まることを目指しています。この事業のスキーム等を検討している中で、県内のいろいろな福祉施設、実際に製造業をしている業者などに、私どもがこういうことを今考えているというお声がけを始めているところです。少しでも多く協賛いただいて、この事業にかかわっていただける事業者を探していき、協力いただけるところを多く求めていきたいと思っています。

**○樋口委員** 協力事業所170数社が、実際どれだけの方を雇用されていて、かつどういう問題や課題があるかということについて、個別に確認しておく必要がある。そこから、どういう対応をしていけばその輪が広がるのか、あるいは事業所として登録していてもなかなか雇い切れていないところで雇ってもらうためにどうしたらいいのかということが見えてくると、県あるいは財団が働きかけていくときの基礎情報になってくるとも思います

ので、そこは何か把握されているものはあるのですか。

○元地域福祉課長 先ほど申し上げた協力雇用主は昨年度末で176社ありますが、実際に雇用されているのはまだかなり少ないというのが現状です。協力雇用主になったけれども、実際に受け入れるのに当たって、その人とどう対応して良いかわからないなどの認識を持っておられる事業者も多いとお聞きしております。そういったところには、丁寧に説明させていただいて、この事業とあわせてそういった協力企業をふやしていきたいと思えます。

○樋口委員 リスクを感じるものが要因ではないかと想像するのですが、そういうリスクについて、こういう形で大丈夫であるとか、こういう条件や環境を整備していくとか、いろいろな働きかけやフォローアップを県が一定部分やるなど、声をかけるだけではなく、安心感が得られる環境づくりは県の役割になってくると思いますので、県として主体的に取り組もうということであれば、やはりそのあたりも含めて覚悟を持ってやっていく必要があるのではないかと思います。そこは情報収集をした上で、取り組んでいただきたいと思えます。

それと、若年層の更生支援というところで、せんだっていろいろとお話を聞いている中で、問題なのは、昔は犯罪を犯す方というのが反社会的、社会に対する反抗というメンタリティーでやっていたのが、今は自己否定、非社会的メンタリティーで犯罪を犯す方が結構いらっしゃる。となると、出所しても、メンタルの部分でのケアが非常に大事になってくる。社会教育という言葉で書かれている中に入るのかもしれませんが、実際にそういう若くて犯罪を犯した方々を受け入れて、住み家や就労の場を提供しているような組織の方は、やはりそういう精神的なケアみたいなところを非常に大事にしていると言っておられます。そのあたりは受け入れる対象になる方々の属性や年齢などにもかかわってくると思うのですが、住み家や教育なども書いているので、財団でそこまで幅広にできる体制が実際にとれるのか、というところが心配されるところです。だから、県がつくる財団で全てを賄うのか、あるいはそういうことを任せられる組織を外につくって育てていくのか。そういうところも含めて、これからの取組を考えていただく必要があると思えます。それは考えてくださいということでもどめておきますけれども、よろしくお願ひします。

2点目、奈良県障害者計画の中に、地域生活支援拠点の設置ということが上げられています。これは目標値としては100%の市町村につくるという話ですが、今でき上がっているのが生駒市だけということです。設置が進まない原因をちゃんと把握されているのか

どうか。要因がわからなければ、対応もできないことになりますので、そのあたりはどうか。要因がわからなければ、対応もできないことになりますので、そのあたりはどうか。要因がわからなければ、対応もできないことになりますので、そのあたりはどうか。

**○西川福祉医療部長** ご質問ではなかったのですが、まず、更生支援の関係で補足的にご説明させていただきたいと思います。先ほど樋口委員からも日本財団の取組についてお話がありましたが、その職親プロジェクトについてもかなり苦勞されていて、失敗の連続だとお聞きしております。私どもが考えている財団をつくり、出所者を雇用して、社会復帰につなげていくというのは、全国初の取組です。まだどこもやったことがないので、逆に更生支援のあり方検討会の皆様からは、成功すればすばらしい、ぜひ頑張ってもらいたいと応援いただいておりますが、必ずしも前途が明るく、絶対に成功すると100%断言するのは非常に難しいと思います。いろいろとハードルも高い中で、お話があった対象者が把握できるかについては、はっきりと申し上げまして、できないと思います。日本国内でいわゆる矯正施設へ入所されている方や、例えば起訴猶予になった方も含めて対象にすると申し上げておりまして、そういう方で、この取組に共感や魅力を感じて来たいとおっしゃる方がいらっしゃれば、みんな受け入れるというのが基本姿勢だと思いますし、知事もそのように申し上げております。ただ現実には、先ほど樋口委員がおっしゃったように、働く場をどれだけ見つけられるか。財団のほうで直接事業ができるものも将来的には考えていきたいと思いますが、協力企業を得て、例えばインターンシップをするには、そういう企業をつかまえていくことをやっていけるかと。雇用して、働く先が見つからないという悪循環になるわけにもいかないですし、そもそもこの取組に魅力を感じて、奈良に住んで働いて、こういうことをしたいということに魅力を感じていただける方がどれだけいるか。その辺との兼ね合いになってくるかと思いますが、気持ちとしては来たいという方がいらっしゃれば、姿勢としては先ほど申し上げましたように協力企業等を探して募っていく。実際には、財団ができましたらそれが中心になって、そういう企業等の確保に努めますが、県も当然一緒になってやっていくことになろうかと思っております。

いずれにしても、今まで社会で排除されてきた方を排除することなく更生していただくということで、知事は、雇った方は必ず誕生日会をしようというぐらいの気持ちで温かく迎え入れて、そして社会復帰につなげていくという考え方でこの取組を進めていきたいと考えています。全国で初めての取組で、かなりいろいろなハードルもあろうかと思いますが、温かく見守っていただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

**○石原障害福祉課長** 地域生活支援拠点の整備が進まない要因についてです。主なものと

して考えられるのは、地域のニーズの把握が十分でないということ、拠点機能の利用に関するルールについてなかなか地域でのコンセンサスの形成が難しいこと、また拠点の整備・運営に関しての国の財政的支援がほとんどないという費用負担の問題があると考えております。

○樋口委員 要因はわかっている、それを解決すればこの100%設置は進むという理解でよろしいのですか。

○石原障害福祉課長 実際に進まない要因について説明させていただきましたが、この拠点整備は基本的に市町村が進めるという前提ではありますが、その支援を当然県でしていくというスタンスです。要因がわかっていることの中で、地域のニーズの把握が十分にできていないという部分に関しては、県がそういう地域での協議の場での議論の中に参加させていただいている状況です。あと、拠点機能のルールの中身の説明も、説明会の場を設定させていただいたり、また国の担当者を招いて意見交換会を開催するなどしているところです。また財政的支援についても、現行制度の中で、こういうものがあるという説明もしていますが、実際それでどこまで回れるのかという問題もあります。現行でもそういう状況も踏まえながら、今後の整備に向けて、市町村と一緒に取組を進めている状況です。

○樋口委員 唯一できているのは生駒市ということで、できた経緯を担当職員に確認しましたが、事前にいろいろと協議があったみたいです。関係機関と話し合う場があって、そういう議論の中でこういうものが要るということをつくったら、たまたまそれが拠点というところに当てはまったということです。先ほど地域のニーズという話があって、そこを地域の関係者が集まっていろいろ議論して何が要るのかというところを整理していく中で浮かび上がってくるものが出てくると思うのです。この話は国からおりてきて、これをつくらないといけないということにはなっているのですが、ひょっとしたら地域によってはこういう拠点がなくても、地域ニーズに沿うことができる状況もあると想像するのです。地域の持っている資源、あるいは人的ネットワークのあり方などは、奈良県内でも相当地域によって差がありますので、必ずしもこういうものが要るのかということについても、考えながらやっていく必要がある。計画の中に目標値として100%と掲げると、何が何でもやらないといけないというものになってしまうので、本当にそこを目標としてしまっているのかと疑問の目で見えてしまうのです。ほかの部分については詳しくは見えていませんが、指標を立てられている部分で、こういう施設や機能などの設置に関しては、やはりそういう精査をしていく必要性もあると。各地域ごとに抱えている課題、問題は違うし、そ

の処理の仕方も違ってくることを前提に、どこにどのようなものが要るのかということ考えた上で、県として計画に取りまとめて目標設定していくというきめ細やかな手続きがないと、全県的に1個の目標を掲げて、計画にしてしまうというのは、県としてはそこを束ねていかないといけない立場にあるので、ある程度のことは仕方がないと思いますが、やはりそういう地域の事情を地域から吸い上げて、それを計画に反映していくことも計画づくりの一つの方法として考えていただきたいと思います。これについては以上で終わっておきます。

3つ目に、(仮称)奈良県社会的養育推進計画(案)でも、同じようなことですが、子ども家庭総合支援拠点の設置について、これも全市町村に1カ所つくるという目標として上がっているのですが、余り進んでいません。6市町村にとどまっている状況について、何か要因として明確に出ているのでしょうか。

**○夏原こども家庭課長** ことしの7月に、県から各市町村にこの拠点に係る調査をさせていただきました。その中で上がっていたのは、人員が確保できないといった声が一番多かったところです。

**○樋口委員** 人員確保が一番の問題で、これはいろいろな分野で出てきている問題と思うのですが、これについても、例えば地域ネットワークがしっかりでき上がっているのは、特に町村です。そういうところで、本当にこういうものがないと何も動かないのか、なくて動くところであえてそこを目標として掲げるのか。やはり、地域性を鑑みて、県として判断していく必要があるのではないかと思います。やはり目標として掲げてしまうと、絶対のものに見えてしまい、できなかつたら、またなぜできないのかということになるので、そこはこういうところではつくります、こういうところではこういう方法でやっていきますと、地域を一定類型化して、拠点があるなしと、問題事案の多い少ないという縦軸横軸を切って、どの事象に当てはまるのかということで、それぞれにどういう対応をしていくのかというところを整理してみられてはいかがかと思います。これは今後の検討課題としていただきたいと思います。

最後に、きょうの報告事項とは違うのですが、訪問看護支援センターのことについてです。これから高齢者がふえてくる中で病院でのケアはなかなか難しくなっていて、在宅へという流れが大きく出ています。介護や医療の在宅化というところで、それに対応しようとする、やはり訪問看護というのは非常に大事なパートになってくる。今、県内の特徴を整理していきますと、中小よりも小規模のステーションが多くて、人が集まらなくてケ



ア数がふえて、なかなか人が回らなくて廃業に至るといふ事業所も結構出てきているとも聞いているのです。そのあたりを何とかしようと、バックアップするための訪問看護支援センターを設けていこうということで、県でも支援センター事業として、訪問看護ステーションの事業所の協会に委託して進めている部分もあると聞いていますし、人材の育成ということに関しては看護協会に委託しておられると。もう少しこれを体制強化しようということで、具体的に検討が始まっているとも聞き及んでいるのですけれども、具体的に今何かご説明いただけるものがあればお願いしたいと思います。

**○杉本医師・看護師確保対策室長** 高齢化の進展に伴い、在宅医療のニーズが増加する中で、その要となる訪問看護師の確保が図られるよう、人材の育成と質の向上は重要な課題であります。また利用者に安心した訪問看護を提供するためには、事業所の運営基盤の強化など、経営面での相談や支援も必要と考えております。このため、樋口委員ご質問の訪問看護支援センターについては、県においても訪問看護に係るさまざまな課題を一体的・一元的に解決し、地域における訪問看護の提供体制の安定化の推進をするために有効なものとして認識しております。

県では、現在、訪問看護ステーション協議会が実施する看護学生を対象としたインターンシップや、先輩の看護師との同行訪問研修等の事業に対して補助を行うなど、人材の育成や質の向上に向けた取組に対する支援を行っているところです。今後はさらなる訪問看護の体制強化に向けて、看護協会など関係者の意見も踏まえ、訪問看護支援センターの設置に係る検討を進めてまいりたいと考えています。

**○樋口委員** 今、訪問看護ステーション協議会が、主たる担い手となって進めている状況の中で、事務局機能をどのような体制でやっておられるのかということをお聞きすると、パートの方1名で事務局を担っているという状況のようです。これから強化して、センターを設置しようということになると、そのような形で本当にできるのかと思うのです。事業委託などは、県が主体となって預けていく形になると思うのですけれども、これからのニーズ対応ということを考えますと、事務局のマネジメント機能は大事になってくる。そうなれば、当然職員の配置についても考えながら、その体制を強化していくことが必要になってくる。だから、そのことも見越して、財政的なバックアップについても考えていく必要があると思います。センターに求めるものは何なのか、きちっとその機能を果たしていくためにはどんな体制が必要なのか。そのあたりを県として一定の設計図を持って、その事業の助成も進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○尾崎委員 私からは通告はしておりませんが、先ほどの議論を聞いておりました、(仮称)奈良県更生支援の推進に関する条例骨子(案)についてお伺いしたいと思います。私は4年間浪人をしていたので、改めてお聞きしたいのですが、まず、犯罪被害者への政策というのは、県としてどのようなことをしておられるのか、ご存じだったら教えていただきたいと思います。

○元田地域福祉課長 私が今、把握しているところでは、相談の窓口を設けておられることが一番大きいことと思っております。それ以外にも支援の計画をつくって、プログラムに沿っての取組ということでやっている。詳細なものは、手元にございませんで、申しわけないです。

○尾崎委員 私は黙って賛成して応援するつもりでして、このような全国初の条例を奈良県がつくろうとするということで、感動を覚えたのです。調べさせてもらいましたら、明石市が全国の市町村で初めてこれを導入されていて、私も本を読んだり勉強したり、明石市にも何度か行ったときにお聞きした内容があったのですが、大切なのは、やはり県民、明石市の場合は市民の応援をいただくと思ったら、犯罪被害者の方への手当と、犯罪者の方が社会に戻ってくる更生は両輪だと。もっと言うと、先に被害者の方に手当をしていないと、なかなか県民、市民の方の理解が得にくいと。実際には一緒に頑張って、両方の支援をするべきだということを強く言っておられたと思い出しているところです。

それと、スキームの中で漏れていると思ったのは、服役されている方は同じ場所にたくさん行っていただいています、間違っていたら教えてほしいのですけれども、奈良県に住民票を持って、服役されている状況の方だと理解しています。その方が社会に、奈良県に戻ってくるときに排除しないで、お帰りなさいの精神で、誕生会という話もしていただきましたが、優しい社会をつくるということは、非常に応援したいし、賛成しているところです。しかし、そうやって戻ってくる人の中から希望者を募るのはなかなか厳しいのではないかと考えております。数名と言っておられましたけれど、出所間近の奈良県出身の方がどこに入っているかわかっているわけです。普通、市町村の福祉の現場の方が個別で回ると不在だったりして大変ですけれど、そこへ行くと確実にいらっしゃるので、まとめ5人、10人ぐらいの話を聞いていける。ここは予断なく気をつけてお話したいと思うのですが、その中にはやはり再犯を繰り返している方が確実にいらっしゃるわけです。先ほど元田地域福祉課長より、「福祉につなぐ」といいことを言っていただきましたが、その精神でいきますと、やはり何らかの疾患や軽い障害を持っておられる方がその中にいら

っしゃって、思いつきで言いますが、コンビニで毎回パンをとって食べて、お金を払わないという犯罪を繰り返している方もいらっしゃいます。そのようなことも含めて、この方々は、就職よりもまず福祉のほうにしっかりとつないでいくことが大事になるかと思えます。

結論から言いますと、これは非常に県民の利益になるのです。これだけを単独でやっても県民の利益になるのですが、そのことを県民や市民の方に理解してもらうためには、やはり被害に遭われた方も同時にしっかりと手当していくという理念が必要だと、私の意見を述べさせてもらいます。何かありましたら、西川福祉医療部長に答弁いただけたら幸いです。

**○西川福祉医療部長** まず1つ目ですが、奈良県に住民票を持っている方だけが対象になるのではございません。先ほども申し上げましたように、矯正施設に入所されている方が、出所後どこに住居を求められるかということになりますので、もといたところに戻られる方もあれば、全く違うところを望まれる方、あるいは、身元引き受けする方が必要ということもあります。そういう中で選んでいかれますので、必ずしも奈良県出身者だけが対象というものではございません。

それと、尾崎委員がおっしゃるように、犯罪をした人と、被害に遭われた方もいらっしゃいますので、これにつきましては、先ほども元田地域福祉課長が答弁しましたが、県では従来から、くらし創造部人権施策課で犯罪被害者に対する支援等の事業を行ってまいり、警察本部でも、例えば裁判所に行くときの同行支援や、団体での活動も行われています。そういう被害者への支援というの、県としてはきっちりこれからも推進していく必要があるということは、関係課とも共通認識になっております。そういう中で、先ほど尾崎委員がおっしゃったように、この条例骨子（案）にも記載しておりますが、県民の理解を得つつ、更生を志す人も含めて全ての県民が安全な暮らしができるような形での取組を進めていきたいという気持ちでいきたいと考えております。

**○尾崎委員** すごいアドバランを上げていただいたと思いますので、何とぞいい結果を残していただきますように、心よりお願いしまして質問を終わります。

**○小林（照）委員** 報告のあった（仮称）奈良県社会的養育推進計画（案）について、2点お尋ねしたいと思います。1つは、児童虐待がどんどんふえていまして、その中で虐待が起きた場合の児童相談所の体制強化ということはこれまでも言ってきたのですが、その虐待を防止する、未然に防ぐ対策というのが非常に求められていると思います。そういう

点から考えますと、この計画は大変意義があるし、重要な計画で、この計画を進めていただけたらということを受け取っております。虐待の背景には、ご存じのように貧困があります。子育て困難、孤立、若年出産、暴力容認などが複雑に絡んでおります。計画案に示されている社会的養育の主な課題は全て大切だと思っておりますが、未然防止のために多くの親が抱えている子育ての支援の充実にも触れられておりますので、これについてお聞きしたいと思います。これは児童虐待防止アクションプランとも重なってきますが、親に対する子育て支援等の充実について、取組の現状と、これからさらに重視して進めていこうとしていることを、まずお聞きしたいと思います。

**○夏原こども家庭課長 小林（照）委員**お述べのように、児童虐待の未然防止の観点からも、子育てを支えることは社会的養育の重要な部分であると考えております。そのため、身近な市町村における妊娠期からの切れ目のないきめ細かな子育て支援が大切であると認識しております。このため、現在、県内全市町村におきまして、生後4カ月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問して親支援を行う乳幼児全戸訪問事業、いわゆるこんにちは赤ちゃん事業を実施しております。また、養育不安の高いご家庭への定期的な訪問事業も全市町村で実施していただいております。また、先ほどおっしゃいました子育ての不安感や負担感の軽減のため、市町村で実施していただいているいわゆる子育て広場である地域子育て支援拠点事業や、子育ての疲れからのリフレッシュも目的とするファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ事業などの拡充を支援することによって、必要な人に必要な支援が行き渡るよう取り組んでまいりたいと考えています。今後も市町村をはじめとする地域の取組を県としても支援して、地域と家庭で子どもを育てていくことを、この計画の中で実行できたらと考えております。

**○小林（照）委員** 児童虐待防止アクションプラン中の評価指標に数字も出ているのですが、今お述べになった中でも、ショートステイ、一時預かり事業や、養育支援訪問事業などが、実はまだ実施されていない、できていないところもありますので、ぜひこれは全ての市町村でやれるように目指していただきたいと思っております。そしてきめ細かな支援として、東京都のある区では、よちよち応援隊というのがあって、0歳児のいる家庭で保育園を利用していないところに、1回2時間、最大14時間までの家事援助、食事準備、片づけ、洗濯、検診や買い物の同行、育児援助、兄弟の世話などを無料で実施する育児家事無料クーポン券なども発行されているのですが、そういうきめ細かい事業もぜひ考えていただけたらと思っております。

もう一つお尋ねしておきたいと思います。この計画案の中で自立援助の現状ということが出ており、その中にある自立援助ホームという15歳からおおむね20歳までの子どもたちの自立を支援する児童福祉法上の施設については、奈良県には2カ所しかありません。調べましたら、全国では174カ所で、全国的にもそれほど多いとは言えないと思います。全体的に少ないということもありますし、余り知られていない状況でありますので、改めて自立援助ホームとはどのような施設で、法的に位置づけられたのはいつなのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

**○夏原こども家庭課長** 自立援助ホームにつきましては、小林（照）委員お述べのように義務教育修了後に児童養護施設等を退所し、就職したけれども仕事がうまくいかない、家庭にはいろいろな原因で戻れないといった方を対象に、15歳からおおむね20歳までの子どもたちと生活をともにしていただいて、生活支援や就労支援などの自立支援を行う施設で、奈良市内に2カ所設置されています。児童福祉法の改正により、法的には児童自立生活援助事業という位置づけで、平成10年4月1日より制度化されているところです。

**○小林（照）委員** この自立援助ホームというのは、聞いたことのある方はなかなか少ないかと思うのですが、実は奈良県で初めてできたのは、2013年4月にオープンした「あらんの家」です。このホーム長からお話を聞く機会がありまして、男子6名の定員になっていますが、入居の理由が、家庭内暴力、発達障害、知的障害、児童養護施設不適應、施設内暴力、里親不適、保護者養育拒否、無戸籍児支援、長期の家出で家庭は引取拒否といった、要するにこの子どもたちはどうなるのだろうと言えるような15歳から20歳までの青少年、子どもです。仕事をする、必要な利用料を納める、自立のための貯金をすること、これが「あらんの家」での生活で、大切にしていることは、当たり前の生活ということでした。そして就労支援や自立援助ですから、仕事について自立していくための支援や就学支援、関係機関との連携など、さまざまなことをやられています。そして、こうしたさまざまなことをしているのですが、先ほど言いましたように、問題が非常に複雑化していて、そういう子どもたち、青少年がいて、奈良でも児童養護施設は18歳までですから、そこを出なければならなくなって、家庭が引き取らなかつたら行くところがなくなるわけです。そして、ちゃんと社会に自立して出ていくということをしなければならないわけですが、そういうところから見てもやはりこういう施設の果たしている役割というのが非常に大きいと思います。奈良県は、今言いましたあらんの家は男子6名で、もう少し調べましたら、女子は「春日野荘」といって、6名だそうです。2

カ所しかないのですが、私はもっとこれは必要だと思うのです。計画の中には令和6年度までもう1カ所ふやしていくとされているのですけれども、この辺をさらにご検討いただきたいと思います。もう一つは、このホームに入っている青少年の状況を見ましても、先ほど人材不足の問題が出てきましたけれども、さまざまな複雑な相談に乗って指導できる力量を持っているスタッフが非常に求められてくると思うのですが、こうした点についてはどのようにお考えになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

**○夏原こども家庭課長** 先ほど申し上げなかったのですが、自立援助ホームへの入所に当たっては、児童相談所がまず相談を受け付けるということになっており、その上で自立援助ホームと協議を進めながら、受入れを委託していくという流れになっております。今後、自立援助ホームがますます必要になってくるというお話につきましては、まずは児童相談所が相談を受け付けていますので、あらんの家はじめ、自立援助ホームの方との意見交換も含めて、実態把握に努めていきたいと考えております。それと従事されるスタッフの方について、力量のある方ということをおっしゃいましたが、そのとおりだと思います。なかなか児童養護施設のように研修があったり、施設間のネットワークの中で連携してスキルアップを図るというのは難しい状況にあると思いますので、県こども家庭課、児童相談所と自立援助ホームの3者が連携して、定期的に課題の共有、改善に向けた方策などを検討していきたいと考えております。

**○小林（照）委員** 自立援助ホームはさらに必要とされていますので、ぜひ、そういう点や、きちっとスタッフが確保できるように、関係機関で、今おっしゃったような協議を重ねて努力していただきたいということをお願いしておきます。

次に、(仮称)奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン(案)に関連してお聞きします。就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画や、4つの基本方針ごとの推進施策が出ており、推進施策の成果指標もつけられておりますが、きょうは、学童保育についてお尋ねしたいと思います。保育所の待機児童の問題はたびたび取り上げてきましたが、共働きやひとり親家庭の小学生を預かる学童保育、今は放課後児童クラブという呼び方もありますが、それを希望したのに利用できなかった待機児童は、全国学童保育連絡協議会の調査では、5月1日現在で1万8,176人となって、過去最多を更新し、前年より1,219人ふえています。待機児童数が多かったのは都市部ですけれども、奈良県の実態についてお聞きします。奈良県では、計画案に示されている推進施策の成果指標で、5月1日現在、待機児童がいるのは10市町村とありますけれども、待機児童数

は何人でしょうか。また、奈良県の学童保育の開設数、利用児童数は何人になりますか。全ての市町村にあるのでしょうか。また、学童保育の中で規模の大きい、71人以上のところはどれだけあるのでしょうか。まずお聞きします。

**○村田子育て支援課長** 学童保育、現在は放課後健全育成事業の中では放課後児童クラブと呼びますが、その施設につきましては、クラブ数が令和元年5月時点では267で、その中で、クラスに相当するカウントの仕方である支援単位では364です。また、クラブが設置されている市町村につきましては、御杖村、十津川村と上北山村を除く36です。利用児童数につきましては、令和元年5月時点で全部で1万6,056人、それ以外にクラブの入所ができなかった待機児童については93人という状況です。また、71人以上の大規模クラブと言われるものにつきましては、支援単位数で27カ所という状況です。

**○小林（照）委員** 奈良県でもやはり待機児童がいるということです。小学校に入学してからの子どもの預け先に困って、母親が離職を余儀なくされるという、小1の壁と言われることが今問題になってきております。共働きの家庭がふえる中で、学童保育のニーズはどんどんと高まっているのです。また、71人以上の規模の大きい学童保育についてなぜお聞きしたかといいますと、トラブルの発生が多くて、多くの問題がたくさん起こっているからです。70人までという一応の線が引かれているようですが、安全に過ごせる場所でなくなっている状況もあるのではないかと思います。それで、2つ目にお聞きしたいのは、待機児童の解消が求められていますけれども、学童保育は児童福祉法に基づき、市町村が設置することになっております。学童保育の空白になっている市町村の実態を把握されて、保育所の待機児童の解消と同じように詰め込みなどの起こらない質や数の確保を進めていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

**○村田子育て支援課長** 先ほど申し上げた放課後児童クラブがない3村につきましては、児童が非常に少ないという状況であったり、また放課後子ども教室など、そのほかの受入環境による対応ができているというところです。また、大規模クラブの解消については、大変重要なことだと思っておりますが、そのために受皿拡大を推進しており、設置運営主体である市町村に対して、施設の創設、改築、備品等に関する経費の補助という支援を行っているところです。その結果、大規模クラブにつきましては、平成29年度には37支援単位であったものが、令和元年度には27支援単位となり、詰め込み保育については解消の取組を進めているところです。

**○小林（照）委員** 大規模なクラブも、10カ所ほど解消してきているということですが、

保育園、幼稚園の無償化制度が始まり、学童保育の需要もさらにふえていくことが予想されますので、この点は引き続き努力を求めておきたいと思えます。

あと2つほどお聞きしたいと思えます。きょうの報告には直接かかわっていませんが、1つは、指定難病医療費助成制度についてお聞きしたいと思えます。ご存じのように、2015年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）により、助成制度が受けられる病気の数がふえたため、これまで医療費助成を受けていた軽症の人は外されてしまいました。それで、軽症と判定された人にも軽症高額特例制度ができて、医療費が基準額を超える月が年3回以上あれば、国が例外として助成することになっております。それで、奈良県内の患者の実態について、6月5日の厚生委員会でお尋ねしまして、2017年度の更新時、申請時の認定状況は、経過措置対象者数が8,908人、更新申請者数が8,252人、重症度基準該当が5,920人で、重症度基準非該当、助成制度から基本的に外れたという人が2,282人、そのうち先ほど言いました軽症高額認定をされた人が1,172人で、不認定が1,110人でした。これまで医療を受けていた人の12%が医療費の助成対象から外れて、13%の皆さんが軽症高額という条件がついたこととなります。それで、そのときに、対象外になった皆さんのその後の状況を把握されたいという意見を申し上げました。お尋ねしたいのは、この間、患者からの声が届いているのでしょうか。また県としては、こうした皆さんの実態の把握をどのように進めていけるのでしょうか。

**○辻本健康推進課長 小林（照）委員**お尋ねの指定難病医療費助成制度の不認定の方に対する対応ですが、国が定める基準に該当せずに不認定になった患者や、軽症高額特例の対象になった患者も含め、経済的な要因等々による治療中断や受診回数の減少ということが一部申し上げられているところですが、これらの実態については、現状まだ把握し切れていない状況です。国におきましては、平成29年度と平成30年度の2回にわたり、難病患者の生活実態調査を実施しまして、「日常生活の自立度」や「症状の程度」、「受療状況」等について、経過措置終了前後で、認定された患者と不認定になった患者を分けて分析しております。この調査分析の結果におきましては、認定患者においても、不認定患者においても、自立度が改善されている状況が見られており、また症状そのものについても、改善または変わらないという方の割合が増加しているということです。また、通院頻度についても減少しているという結果でして、これは、先ほど申し上げた日常生活の自立度の改善、症状の改善との関連が大きいという分析結果が出ているところです。したがって



まして、県としては把握していないのですが、おおむね不認定患者の症状等は改善傾向にあると考えているところです。ただ、困難に感じている事項という調査項目もあり、「相談先がない」と回答する患者等が多いこともわかっております。このため今後、不認定患者を含めた相談先として、難病相談支援センターの活用を、県からの通知文書で促していきたいと考えております。また、患者団体との意見交換や関係機関からの情報収集などの機会を捉えて、実態状況の把握に努めていきたいと考えているところです。

あと1つ追加させていただきますと、国の動きとして、現在、先ほど申し上げた難病患者の生活実態調査の結果をもとに、医療費助成の対象疾病や現行の重症度基準及び医療費助成の対象とならない患者の登録の仕方、要するに後追い等の仕組みについていろいろと検討が続けられております。このことから、国の動向についても注視してまいりたいと考えております。

○小林（照）委員 国の調査の結果では、症状が安定してきている方が多いというお答えがあつて、ただ一つ、通院回数は減少しているという報告もありました。それで、実は新聞報道でも、国が難病法の改定の時期を迎えて、奈良県にもある全国各地の難病連でもいろいろなシンポジウムや懇談会をされていて、そういう中でも出ているのですが、例えば軽症高額特例で治療を受けておられる方は、その医療費の基準額3万3,330円に届かない月がふえて、助成対象から外れてしまう、医療費が減っても素直に喜べないと言われております。また今の仕組みだと、薬を2カ月分まとめてもらえば軽症高額の基準にどうにか満たすことができるので、助成を受けるために受診間隔を延ばすよう、医師に依頼する患者もいて、病気に真つすぐ向き合えない現実があつたり、あるいは専門の病院が近くにないので、通院時間、交通費の負担がとても大きいという状況です。難病患者は症状の変化も非常に多くて、継続した治療が必要ですがけれども、医療費の助成制度がこのような状況になり、いろいろと困難な状況も出てきているとお聞きしており、やはり個々の実態把握がどうしても必要だと思っております。

先ほども辻本健康推進課長も言われましたが、法が施行されて5年になり、国は制度の見直しの議論を進めておりまして、いろいろな方々の意見として出てきているのは、一つは医療費助成での重症度分類で軽度という線を引いて、それ以下は助成制度が外れるわけですが、それをなくすこと。それと、難病と言われたら軽度の患者も登録して、継続的に治療、把握されるシステムをつくること。その2つが非常に大事ではないかと思っております。これは恐らく難病連などの全国の皆さんからも、そういうことが出されてくる

のではないかと感じておりますので、やはり個別の実態把握を進めていただきたいということと、国の改定に向けて、症状の重さに関係なく安心して医療にかかることができる仕組みにしてほしいということを求めていると思っております。これは意見です。

○**大国委員長** 審議の途中ですが、ここで一旦休憩を入れたいと思っております。

しばらく休憩いたします。

15：22分 休憩

15：36分 再開

○**大国委員長** 休憩前に引き続き会議を続けます。

質問を続行いたします。

○**小林（照）委員** 最後の質問をさせていただきます。先日も五條市で福祉避難所の指定について、社会福祉施設との協定が行われたという新聞記事を読みましたが、災害が多発している中で、その犠牲者の多くが高齢者、障害のある人などとして、福祉避難所の必要性がますます高まってきております。

改めて、福祉避難所の定義と対象について、また要配慮者とはどのような人であるのか、奈良県内の自治体における福祉避難所の指定数及び指定先の状況はどうなっているのかお聞きいたします。

○**元田地域福祉課長** まず要配慮者についてですが、災害対策基本法におきまして、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者と規定されています。この要配慮者につきましては、内閣府が定める「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」において、福祉避難所の対象者と想定されています。また、福祉避難所につきましては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について定める基準に適合するものと、災害対策基本法施行令第20条の6において定められています。

次に、状況については、県内では平成31年3月現在、34市町村で242施設が指定されているところで、内訳としては、高齢者施設が132、障害者施設37、児童福祉施設13、その他の社会福祉施設21、学校9、その他30です。

○**小林（照）委員** やはり、指定されているところは社会福祉施設がほとんどという状況です。今言われた内閣府が2016年4月に出した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の中で、1つは福祉避難所の対象となる人の把握が必要とあります。以前にも要援護者名簿をきちっとして対象となる人の把握をしてほしいことと、個別のケースができてい

るかどうかということをお尋ねしました。それから、福祉避難所として利用可能な施設の把握が必要であるということで、奈良県下の状況ですと、社会福祉施設の入所施設は、日常の業務もしなければなりませんので、支援者の派遣が必要になるのではないかと。デイサービスセンターなどの通所施設では、長期化して、日常の業務に戻るときにはとても無理な状況になります。3つ目に、福祉避難所の指定目標については、地域における福祉避難所スペースという言葉を使っていますが、小学校区に1カ所程度を目標にすることが望ましいとされています。今の私たちの身の回りを見ても、これだけの数の確保というのは並大抵のことではないと思いますが、そうした状況の中で、福祉避難所をどの地域にも確保していくために、県としてはどのようにお考えになっていて、課題はどこにあるのかについてお尋ねしたいと思います。

**○元田地域福祉課長** 県として課題であると考えていることについては、現在1カ所も指定されていない無指定の自治体が5町村残っていることとと思っています。あわせて、福祉避難所での収容可能数が県全体で1万5,000名弱と数的に少ないことも課題であると考えているところです。

**○小林（照）委員** ないところが5町村あるのですか。そこをきちっと確保していただくことが第一だと思います。それからご答弁いただきましたように、収容できる人数が1万5,000人ぐらいですから、とても不足している。ガイドラインでも、小学校区に1カ所程度という目標にすることが望ましいと出ていますので、どうやってそれを確保していくかが課題になると思います。

そのガイドラインには、各地のいろいろな状況について補足資料があり、例えば京都府は、一般避難所での福祉避難室の取組をしまして、福祉避難所の指定を進めている中で、「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を作成しました。私は一般避難所も非常に少ないとされていて、総合防災対策特別委員会でも取り上げてきましたし、一般避難所の環境改善も喫緊の課題だと思っており、その上に福祉避難所ですから、とても大変ですが、京都府の場合は、一般避難所に福祉避難コーナーを設けるということで、多くの方からそういう意見が出て、障害者、難病者など要配慮者の当事者団体などからの意見なども反映されて、地域にも協力を要請して進めていると出ておりました。

それから、意見ですけれど、先日奈良市議会総務委員会で、奈良市の場合、避難所がまだまだ不足しているということで、福祉避難所ではないのですが、多くの市民の方を受け入れる方策として、まちや地域が独自に開設して、その住民に限定して受け入れる届出避

難所を制度化していく準備を進めているということが出されています。そうすると、恐らく身近な集会所やお寺などさまざまな施設に協力を求めて、届出避難所を開設していくことになると思います。そうすると、京都府がやっているように要配慮者のための福祉避難コーナーのようなものも同時につくることも可能と思っています。そういう状況もあるということで、一般避難所も不足ですけれども、とりわけ大変な犠牲が出る要配慮者に対する福祉避難所、福祉避難コーナーをもっと拡充、確保していくために取組をぜひ進めていただきたいということを申し上げて終わります。

○佐藤副委員長 今回ご説明、ご報告いただいた案件に絞り、先に質問された方が多数おられたので、答弁いただいている分については割愛して、聞かせていただきます。

出所者等の就労の場づくり、それと（仮称）奈良県更生支援の推進に関する条例骨子（案）ということでご説明をいただきました。私は法務省のご協力も得て、少年院、女子学院を見せていただいて、現在調査をしている最中です。この取組である就労の支援や更生の支援のあり方は刑務所の対象だと思うのですけれども、その中に少年院、女子学院も含まれているとお聞きしています。これを調査している中で一つ問題が出ていまして、例えば少年院と刑務所の違いや前科と前歴の違いを混同されている方が非常に多くて、今回も出所者等の就労の場づくりの検討状況ということで、報告を受けているのですけれども、この中の「出所者等」というのは、少年院を出られた方も入っていて、また、「罪に問われた者等」というくんだり、基本理念が始まっている。これらの「等」に当たるということですが、一般の県民の方は、これを混同してしまっ、一緒くたのまま進んでいると見える。そうではなく、更生施設だということ、まずそこから組み立て直す必要がある。若年層ということもありますので、刑務所を出所される方と、少年院、女子学院の方で、対象の施策を概念的に分ける必要があると思うのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○元田地域福祉課長 佐藤副委員長お述べのように、非行少年につきましても、「罪に問われた者等」として支援の対象に含めて考えているところです。非行少年に対する必要な支援につきましても、「県の責務」に「罪に問われた者等の個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援を総合的に行う」とあり、そのことを念頭に取組んでいきたい。それと、そういった支援については「本人の意思が尊重されるべきであるとの認識の下、個々の特性を十分に踏まえて行う」ことに留意させていただき、非行少年や非行少年であった方の就労支援についても取組んでまいりたいと思っています。

○佐藤副委員長 本件については私も調査中ですので、予告はさせていただいているのですけれども、概念的に分けるべきではないかということ、一般質問もしくは代表質問に盛り込まさせていただきたい。やはり就職するのに一番障壁になるのが、受入側の認識のあり方で、非常に誤解されてしまっている環境があつて、犯罪者扱いをしてしまうところも実際にあるようです。まずそこを改善して、出所された方の就職についてはさらにプラスアルファの認識が必要になってくるので、段階的に、セクターを分けて考えていく必要があつたのではないかと思います。パブリックコメントをされるということなので、一度見てみたいと思います。

あと、奈良県障害者計画の改定についてですけれども、これについては、どちらか一方的な教育ではなく、双方歩み寄りの教育が必要だと思います。まず、お互いに理解するためにはコミュニケーションがすごく大事ですけれども、それがなかなかとりづらい現状があると思います。そのような中で、新しい取組として出てきているのが、ヘルプカードやヘルプマークです。今回の計画改定については、いろいろ書かれていて、非常に内容が詰まっていると思うのですが、ヘルプマークとヘルプカードについての言及がされていないということで、広域自治体としての県の取組を今後どうされるのか。この中に盛り込むべきであつたのではないかと思いますけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○石原障害福祉課長 今回の障害者計画の概要の中では、記載はないのですが、最終的に障害者計画の中には、このヘルプマーク、ヘルプカードの促進というような内容を記載していくことを考えているところです。

○佐藤副委員長 あえて書いていないけれども、考えていくなれば、中に盛り込むべきだと思うのですけれども、その点いかがお考えですか。

○石原障害福祉課長 説明が不十分で申しわけございません。この計画の中には盛り込んでいく予定です。

○佐藤副委員長 まだやり始めて数カ月だと思うのですけれども、配付状況などの現状について説明していただけないですか。

○石原障害福祉課長 ヘルプカードは本年6月より配付を開始させていただいています。配付実績は調査中で、全部はまだ出そろっていないのですが、本年6月から9月までの4カ月間の実績として24市町村から報告をいただいております、合計409件配付したところです。

○佐藤副委員長 これからの取組だと思いますし、配付だけではなくて、周知も必要にな

ってくると思いますので、見守らせていただきたいと思います。数値的などころも出てきましたらまた教えてください。

最後に、(仮称)奈良県社会的養育推進計画(案)と児童虐待防止アクションプランの改定(案)について質問します。国が示した里親等委託率は、私が少子化対策・女性の活躍促進特別委員会に所属したときからずっと言い続けていることですが、あまりにも現実からかけ離れて、奈良県の現状を捉えていないし、無理やりそれに合わせる必要はないと思いますので、今回出していただいた数字を見て少し安堵しております。ただ、さらにもう一步踏み込んだところで、里親に対してスムーズにつなげていく仕組みも必要と思います。特にネグレクトの親に対するアプローチが少し遅いと思います。関心を持たれていないので、言われていることはわかるけれども、通常とは違う受け取り方をして、認知するまでに相当時間がかかるようです。その間お子さんがかわいそうな状況になってしまいますので、ネグレクトと判定した場合、速やかに施設もしくは里親につなげていく取組も必要と思うのですが、いかがお考えでしょうか。

**○夏原こども家庭課長** まず、子どもの養育については、家庭での養育が子どもの成長発達にとって自然な環境であり、家庭において心身ともに健やかに養育されることが第一だと考えております。このためネグレクトの場合であっても、児童相談所や市町村などがアウトリーチにより根気よく保護者への支援を行っているところです。しかし、これ以上家庭での養育が困難と判断される場合があります。具体的に言いますと、親が支援を拒否する、あるいは子どもが痩せて栄養が行き届いていないといったような異変兆候が認められる場合については、子どもの安全確保を最優先に、一時保護、里親委託等の介入の検討を行っています。ネグレクトを受けている子どもについては、親の愛情を十分に受けてこなかった面があることから、特定の大人との愛着関係の中で家庭的な養育を行う里親制度がこのような子どもたちにとってふさわしい養育環境であると考えております。児童相談所では、子どもを親から離す代替養育を検討する際、まず子どもが里親家庭で不適合を起さないか、子どもの保護者が里親委託に同意するか、里親は十分なスキルを持っているかなどの点を総合的に検討して、里親委託か、児童養護施設等への入所が適しているのか判断しているところです。そのため、必ずしもネグレクトのケースを全て里親に委託することにはならないのが実情になっています。

きょう報告させていただきました(仮称)奈良県社会的養育推進計画(案)においては、施設や里親など個々の子どもにとって一番ふさわしい選択ができるよう、養育環境を整え

ることを目指したいと考えています。そのためネグレクトを受けて傷ついている子どもについても、その個々の子どもにとって一番ふさわしい養育環境を保障するため、どの選択肢が子どもの幸せにつながるかをよく考慮して、今後も慎重に判断を行ってまいりたいと考えています。

○佐藤副委員長 代替養育については、親が育てるのが一番いいのですけれども、それができない場合には里親か、施設で預かる形になると思います。里親にも適さない、親にも適さないで、施設で預かるしかない子どもたちに里親等委託率を当てはめるのは、ナンセンスだと思ひまして、そういう児童に関しては、国が示している里親等委託率から除外して考えていくという認識でよろしいですか。

○夏原こども家庭課長 今回お示ししている里親等委託率につきましては、代替養育が必要な子どもを分母にして、里親委託しようとする率を34%と決めており、残りの66%は施設入所ということが、10年後の姿の参考指標としております。いずれにしても、佐藤副委員長がおっしゃったように、施設入所がふさわしい子どももたくさんおられます。そういった現実、個々のケースをよく判断して検討を行って、その子にとって一番ふさわしい環境で養育することが一番大事だと考えております。

○佐藤副委員長 その方向で進んでいただければと思います。やはりひっかかるのが、ネグレクトに対して根気よくアプローチを続けるといったところで、時間の長さが代替養育につながるまでのロスになっている可能性があるということのを再度課題としていただいて、子どもにとって一番何がいいのかについて、大人の都合で振り回さないで、子どもの目線で進めていただければと思う次第です。以上をもちまして、私の質疑とさせていただきます。

○大国委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。